

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（377））
2. 日時：平成29年9月27日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、正岡安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）
（他8名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年9月21日の第511回審査会合での指摘（代替循環冷却系を使用する場合をベースとした場合の代替循環冷却系の信頼性と、代替循環冷却系を使用できない場合の現実的なフィルタベント実施タイミングを説明すること。）を踏まえた格納容器の加圧破損防止対策について、提出資料を用いて説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 代替循環冷却系の非信頼度の評価に用いたフォールトツリーについて、緊急用海水系及び緊急用電源以外のサポート系設備（残留熱除去系海水系、非常用ディーゼル発電機等）に期待した場合についても整理して説明すること。
 - 設計基準事故相当のG値を想定した場合に窒素注入を約400m³/hに増加する手順について、その手順の位置付け（重大事故等対処手順とするか）について整理して説明すること。
 - 格納容器スプレイの流量の下限值について、審査会合では102m³/hとしていたところ、液滴径を見直し、下限値を70m³/hと改めたことについて、大きな方針変更であることから、①スプレイ流量が70m³/hであっても液滴径を2mm以下に維持できること、②仮に液滴径が2mm以上になった場合のエアロゾル除去効果に対する影響について整理して説明すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 格納容器の加圧破損防止対策について